

鹿 児 島 県 公 報

令和元年9月3日（火）第35号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令 (森づくり推進課取扱い) 1
 ○森林病虫害等防除法の規定に基づく特別伐倒駆除命令 (森づくり推進課取扱い) 3
 ○保安林の指定予定（2件） (森づくり推進課取扱い) 4
 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 5
 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 5
 ○介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (高齢者生き生き推進課取扱い) 6
 ○介護保険法に基づく介護医療院の開設の許可 (高齢者生き生き推進課取扱い) 6
 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 6
 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 6
 ○海岸保全区域の廃止 (漁港漁場課取扱い) 7
 ○海岸保全区域の指定 (漁港漁場課取扱い) 7
 ○海岸保全区域の廃止 (河川課取扱い) 10
- 公 告
- 令和元年度技能検定（後期）実施公告 (雇用労政課取扱い) 10
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※） (選挙管理委員会取扱い) 12
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 13

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 328 号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

令和元年9月3日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

1 区域及び期間

(1) 区域

鹿児島市，鹿屋市，日置市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，始良市，南種子町，屋久島町，徳之島町，天城町及び伊仙町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和元年10月1日から令和2年3月19日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
 - (2) 松の伐採跡地であって、松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
 - (3) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条、樹皮及び包装を焼却すること。
- 4 命令しようとする理由
- 1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため
- 5 その他
- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
 - (2) 3に掲げる措置を行った者は、令和2年3月19日（木）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。
 - (3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
 - (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
 - (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
 - (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年 月 日から 年 月 日まで	人 夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第329号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除命令をする予定である。

令和元年9月3日

鹿児島県知事 三反園訓

1 区域及び期間

(1) 区域

阿久根市、指宿市、西之表市、薩摩川内市、霧島市、志布志市、南九州市、大崎町、東串良町及び錦江町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和元年10月1日から令和2年3月19日まで

2 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

3 命令しようとする理由

1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、2に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林に重大な損害を与えるおそれがあるため

4 その他

(1) 2に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 2に掲げる措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップャーにより破砕する場合には、15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。

(3) 2に掲げる措置を行った者は、令和2年3月19日（木）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。

- (4) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が2に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (5) 知事は、2に掲げる措置を行うべき松林を所有し、又は管理する者が、1の(2)の期間内に2に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が2に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (7) 1の(1)の区域内において松林を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年 月 日から 年 月 日まで	人 夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第330号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和元年9月3日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

南九州市顛娃町牧之内字木佐原15182番，15183番1，字瀧ノ前15198番，15202番1，15203番1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第331号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和元年9月3日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
指宿市西方字三休庵6675番1，6680番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第332号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和元年9月3日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
わかさ園ホームヘルプサービスステーション	西之表市西之表16347番地	社会福祉法人ふよう会	西之表市西之表16347番地	大山 順子	令和元年8月1日	訪問介護
住まいるライフ株式会社	日置市伊集院町徳重三丁目5番地2	住まいるライフ株式会社	日置市伊集院町徳重三丁目5番地2	坂田 敦彦	令和元年8月31日	福祉用具貸与
住まいるライフ株式会社	日置市伊集院町徳重三丁目5番地2	住まいるライフ株式会社	日置市伊集院町徳重三丁目5番地2	坂田 敦彦	令和元年8月31日	特定福祉用具販売

鹿児島県告示第333号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和元年9月3日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションあすなろ	薩摩川内市永利町1036番地1	オフィス藤田有 限会社	薩摩川内市永利町1036番地1	古城 裕喜	令和元年 9月1日	訪問看護

鹿児島県告示第334号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

令和元年9月3日

鹿児島県知事 三反園訓

施設		指定介護療養型医療施設の開設者			辞退年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
坂口病院	薩摩川内市大王町1番1号	医療法人育生会	薩摩川内市大王町1番1号	坂口 由一	令和元年 7月31日	介護療養施設サービス

鹿児島県告示第335号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和元年9月3日

鹿児島県知事 三反園訓

施設		介護医療院の開設者			許可年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護医療院坂口 医院	薩摩川内市大王町1番1号	医療法人育生会	薩摩川内市大王町1番1号	坂口 由一	令和元年 8月1日	介護医療院サービス

鹿児島県告示第336号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和元年9月3日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
住まいのライフ株式会社	日置市伊集院町徳重三丁目5番地2	住まいのライフ株式会社	日置市伊集院町徳重三丁目5番地2	坂田 敦彦	令和元年 8月31日	介護予防福祉用具貸与
住まいのライフ株式会社	日置市伊集院町徳重三丁目5番地2	住まいのライフ株式会社	日置市伊集院町徳重三丁目5番地2	坂田 敦彦	令和元年 8月31日	特定介護予防福祉用具販売

鹿児島県告示第337号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護

予防サービス事業者として指定した。

令和元年9月3日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションあすなろ	薩摩川内市永利町1036番地1	オフィス藤田有限会社	薩摩川内市永利町1036番地1	古城 裕喜	令和元年9月1日	介護予防訪問看護

鹿児島県告示第338号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、昭和46年7月14日鹿児島県告示第797号で指定した鹿児島県薩摩沿岸穎娃漁港海岸保全区域を廃止する。

令和元年9月3日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第339号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和元年9月3日

鹿児島県知事 三反園訓

穎娃漁港海岸保全区域
鹿児島県薩摩沿岸穎娃漁港海岸

区 域	基 点	補 助 点
1 穎娃漁港石垣地区次下浜海岸 基点1から基点21までを順次直線で結んだ線並びに基点21, 補助点21の1, 同18の2, 基点18, 補助点18の1, 同15の1, 同11の2, 同11の1, 同10の1, 同8の1, 同6の1, 同5の1, 同4の1, 同3の2, 基点3, 補助点3の1, 同1の1及び基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域	1 南九州市穎娃町別府字赤石尻41番地内1号標くいを中心点	1の1 基点1から224度00分60メートルの点
	2 基点1から314度30分104メートルの点	3の1 基点3から187度00分60メートルの点
	3 基点2から279度00分96メートルの点	3の2 基点3から241度00分66メートルの点
	4 基点3から305度00分158メートルの点	4の1 基点4から191度00分58メートルの点
	5 基点4から277度30分60メートルの点	5の1 基点5から174度00分60メートルの点
	6 基点5から220度00分103メートルの点	6の1 基点6から120度00分40メートルの点
	7 基点6から213度00分58メートルの点	8の1 基点8から135度00分50メートルの点
	8 基点7から231度00分65メートルの点	10の1 基点10から85度00分60メートルの点
	9 基点8から201度00分75メートルの点	11の1 基点11から140度00分50メートルの点
	10 基点9から110度30分64メートルの点	
	11 基点10から231度00分57メートルの点	
	12 基点11から315度00分32メートルの点	
	13 基点12から31度00分18メートルの点	
	14 基点13から323度00分50メートルの点	

	の点	11の2 基点11から
	15 基点14から283度00分35メートル	200度00分40メー
	の点	トルの点
	16 基点15から260度00分30メートル	15の1 基点15から
	の点	182度00分40メー
	17 基点16から237度00分48メートル	トルの点
	の点	18の1 基点18から
	18 基点17から236度00分67メートル	122度30分40メー
	の点	トルの点
	19 基点18から10度00分62メートルの	18の2 基点18から
	点	324度00分30メー
	20 基点19から344度00分60メートル	トルの点
	の点	21の1 基点21から
	21 基点20から311度00分76メートル	193度00分50メー
	の点	トルの点
2 穎娃漁港石垣地区水	1 南九州市穎娃町別府字鯨ヶ宇都	1の1 基点1から
成川海岸	3108番地内の1号標くいの中心点	270度30分25メー
基点1から基点14ま	2 基点1から340度00分45メートル	トルの点
でを順次直線で結んだ	の点	2の1 基点2から
線並びに基点14, 補助	3 基点2から320度30分63メートル	240度00分20メー
点14の1, 同13の1,	の点	トルの点
同4の1, 同3の1,	4 基点3から270度30分80メートル	3の1 基点3から
同2の1, 同1の1及	の点	197度00分30メー
び基点1を順次直線で	5 基点4から338度00分54メートル	トルの点
結んだ線により囲まれ	の点	4の1 基点4から
た区域	6 基点5から328度30分44メートル	175度30分40メー
	の点	トルの点
	7 基点6から36度00分71メートルの	13の1 基点13から
	点	133度00分50メー
	8 基点7から358度00分82メートル	トルの点
	の点	14の1 基点14から
	9 基点8から281度00分35メートル	78度00分60メー
	の点	トルの点
	10 基点9から190度00分91メートル	
	の点	
	11 基点10から211度30分57メートル	
	の点	
	12 基点11から163度00分65メートル	
	の点	
	13 基点12から153度00分128メートル	
	の点	
	14 基点13から203度30分115メートル	
	の点	
3 穎娃漁港大川地区新	1 南九州市穎娃町別府字瀬之上6885	1の1 基点1から
之浜海岸	番地内の1号標くいの中心点	185度00分50メー
基点1から基点5ま	2 基点1から226度30分160メートル	トルの点
でを順次直線で結んだ	の点	2の1 基点2から
線並びに基点5, 補助	3 基点2から354度00分48メートル	173度00分60メー
点5の1, 同2の1,	の点	トルの点
同1の1及び基点1を	4 基点3から295度00分45メートル	5の1 基点5から

順次直線で結んだ線により囲まれた区域	の点	196度00分40メートルの点
4 穎娃漁港大川地区加治佐川海岸 基点1から基点15までを順次直線で結んだ線並びに基点15, 補助点15の1, 同10の1, 同9の1, 同6の1, 同4の1, 同1の1及び基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域	5 基点4から237度00分40メートルの点 1 南九州市穎娃町別府字瀬之上6304番地内の1号標くいの中心点 2 基点1から22度00分110メートルの点 3 基点2から11度30分78メートルの点 4 基点3から45度30分65メートルの点 5 基点4から319度30分150メートルの点 6 基点5から287度00分30メートルの点 7 基点6から346度30分20メートルの点 8 基点7から15度30分35メートルの点 9 基点8から4度00分25メートルの点 10 基点9から268度30分83メートルの点 11 基点10から218度30分14メートルの点 12 基点11から199度00分58メートルの点 13 基点12から243度00分67メートルの点 14 基点13から198度30分70メートルの点 15 基点14から118度30分48メートルの点	1の1 基点1から314度00分80メートルの点 4の1 基点4から255度30分80メートルの点 6の1 基点6から215度30分80メートルの点 9の1 基点9から238度00分50メートルの点 10の1 基点10から164度00分25メートルの点 15の1 基点15から55度00分40メートルの点
5 穎娃漁港大川地区住吉海岸 基点1から基点9までを順次直線で結んだ線並びに基点9, 補助点9の1, 同8の1, 同7の1, 同1の1及び基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域	1 南九州市穎娃町別府字住吉6816-2番地内の1号標くいの中心点 2 基点1から107度00分8.5メートルの点 3 基点2から103度30分6メートルの点 4 基点3から96度00分19メートルの点 5 基点4から98度30分19.5メートルの点 6 基点5から100度30分22メートルの点 7 基点6から104度00分18メートルの点 8 基点7から114度30分24メートルの点 9 基点8から118度00分17メートル	1の1 基点1から182度30分57.5メートルの点 7の1 基点7から196度00分54メートルの点 8の1 基点8から205度00分53メートルの点 9の1 基点9から209度00分53.5メートルの点

の点

鹿児島県告示第340号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により，昭和33年4月1日鹿児島県告示第253の4号で指定した海岸保全区域のうち次の海岸保全区域を廃止する。

令和元年9月3日

鹿児島県知事 三反園訓

沿岸名	海岸名	地区海岸名	区域の起点及び終点
薩摩沿岸	穎娃海岸	別府地区海岸	起点 南九州市穎娃町大字別府字松ヶ平5698番地 終点 南九州市穎娃町大字別府字住吉6826番地

公 告

令和元年度技能検定（後期）実施公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により，令和元年度技能検定（後期）を次のとおり実施する。

令和元年9月3日

鹿児島県知事 三反園訓

1 技能検定の等級別実施職種

(1) 特級

鋳造，金属熱処理，機械加工，放電加工，金型製作，金属プレス加工，工場板金，めっき，仕上げ，機械検査，ダイカスト，電子機器組立て，電気機器組立て，半導体製品製造，プリント配線板製造，自動販売機調整，光学機器製造，内燃機関組立て，空気圧装置組立て，油圧装置調整，建設機械整備，婦人子供服製造，紳士服製造，プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

機械検査，電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。），半導体製品製造（集積回路チップ製造に係るものに限る。），時計修理，空気圧装置組立て，農業機械整備，冷凍空気調和機器施工，和裁，パン製造，建築大工，かわらぶき，配管（建築配管に係るものに限る。），厨房設備施工，型枠施工，鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。），コンクリート圧送施工，防水施工（改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。），樹脂接着剤注入施工，ガラス施工，機械・プラント製図（機械製図CADに係るものに限る。），塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）及び義肢・装具製作（装具製作に係るものに限る。）

(3) 3級

造園，機械加工（普通旋盤に係るものに限る。），機械検査，電子機器組立て，電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。），時計修理，冷凍空気調和機器施工，和裁，家具製作，建築大工，かわらぶき，配管（建築配管に係るものに限る。），型枠施工，鉄筋施工及び機械・プラント製図（機械製図CADに係るものに限る。）

なお，(1)から(3)までに掲げる実施職種以外の職種についても，実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に対しては，技能検定を実施する。

2 技能検定の方法

等級別の職種ごとに実技試験及び学科試験によって行う。ただし，実技試験又は学科試験の免除を受ける資格がある者については，当該試験は免除する。

3 技能検定の実施期日

(1) 実技試験

令和元年12月6日（金）から令和2年2月16日（日）までの間において鹿児島県職業能力開発協会が指定する日

(2) 学科試験

等級及び検定職種ごとに次の表に定める日

等 級 及 び 検 定 職 種	実 施 期 日
(1級及び2級) 機械検査 電気機器組立て 配管 型枠施工 ガラス施工	令和2年1月26日（日）
(3級) 電気機器組立て 配管 型枠施工	令和2年1月26日（日）
(特級) 鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造	令和2年2月2日（日）
(1級及び2級) 時計修理 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 和裁 パン製造 厨房設備施工 防水施工 機械・プラント製図	令和元年2月2日（日）
(3級) 造園 時計修理 冷凍空気調和機器施工 和裁 家具製作 機械・プラント製図	令和元年2月2日（日）
(1級及び2級) 半導体製品製造 空気圧装置組立て 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 樹脂接着剤注入施工 塗装 義肢・装具製作	令和元年2月9日（日）
(3級) 機械加工 機械検査 電子機器組立て 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工	令和元年2月9日（日）

4 技能検定の実施場所

鹿児島県職業能力開発協会が指定する場所

5 技能検定試験の手数料

(1) 学科試験 3,100円（学科試験の免除を受けようとする者にあつては、納付を要しない。）

(2) 実技試験 18,200円（3級の実技試験を受験する者で受検資格に必要な訓練又は学科を現に修めているもの（認定職業訓練施設の訓練生で就職している者及び短期課程の訓練生を除く。以下「3級受験在校生」という。）にあつては、12,100円）（実技試験の免除を受けようとする者にあつては、納付を要しない。）

ただし、次に掲げる者にあつては、手数料減額（免除）申請書を提出することにより、手数料の減額を受けることができる。なお、減額後の手数料は、それぞれ次に掲げる金額とする。

ア 2級又は3級の実技試験を受験する者（イに掲げる者を除く。）であつて、平成31年4月1日現在において35歳未満のもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。イにおいて同じ。）

9,200円

イ 3級受験在校生であつて、平成31年4月1日現在において35歳未満のもの 3,100円

6 受検手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書

イ 年齢を確認できる書面の写し

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、免除を受けることがで

きる者であることを証する書面

エ 技能検定試験の手数料（現金又は郵便振替で納付すること。なお、納付された手数料は返還しない。）

オ 技能検定試験の手数料の減額を受けようとする者にあつては、手数料減額（免除）申請書

(2) 提出書類等の提出先

鹿児島県職業能力開発協会（鹿児島市錦江町9番14号 郵便番号 892-0836）

7 提出書類等の受付期間

令和元年10月7日（月）から同月18日（金）までの日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、令和元年10月18日の消印のあるものまで受け付ける。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定の合格者の受検番号を令和2年3月13日（金）に鹿児島県商工労働水産部雇用労政課前の廊下及び鹿児島県のホームページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示するとともに、合格者に対し、令和2年3月13日（金）に合格通知を発送する。また、実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鹿児島県職業能力開発協会が、令和2年3月13日（金）に、当該試験に係る合格通知を発送する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

特級又は1級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、2級又は3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書をそれぞれ交付する。

また、このほか、技能検定の合格者には合格した等級の技能士章が交付される。

9 その他

(1) 受検申請書用紙及び受検案内の請求は、鹿児島県職業能力開発協会に対して行うこと。

(2) 技能検定についての照会は、鹿児島県職業能力開発協会（電話 099-226-3240）又は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577 電話 099-286-3019）に対して行うこと。

(3) 受検申請書用紙及び受検案内を送付の方法により請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の郵便切手を貼った返信用封筒（角形2号）を同封すること。

(4) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によることとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(5) 受検者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（実技試験及び学科試験の得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示をする場所は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第26号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年9月3日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

2の表に次のように加える。

222	特別養護老人ホームかもいけ	鹿児島市東郡元町11番6号
-----	---------------	---------------

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第52号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和元年9月3日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PAフィーバーマクロスフロンティア3Y	株式会社三共	8P0896
ぱちんこ遊技機	PハイスクールD×D GLA	株式会社ソフィア	9P0767
ぱちんこ遊技機	P春夏秋冬ZB	株式会社ソフィア	9P0797
回胴式遊技機	S PYRAMID EYE A 2	株式会社大都技研	8S0809
回胴式遊技機	S喰霊零 運命乱JJ	株式会社JFJ	9S0621
回胴式遊技機	Sブラックラグーン 9.0マシンガンAT	株式会社七匠	9S0858